

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：肝付町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.2%
全職員	68.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階別	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	102.2%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	91.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	112.3%
31～35年	100.2%
26～30年	97.1%
21～25年	65.9%
16～20年	91.8%
11～15年	104.1%
6～10年	95.5%
1～5年	105.8%

【説明欄】

- ・医師については、他の職と比べて給与水準が大きく異なることから、上記集計からは除外している。
- ・男女の給与差の発生する要因として、扶養手当が世帯主となっている男性に支給される場合が多く、受給者に占める男性の割合は、87.3%である。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	4.8%

【説明欄】

- ・管理職的地位にある女性職員は1人である。
- ・計算式は「1（管理職的地位にある女性職員）÷21（管理職的地位にある職員の総数）×100」である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	4.8%
本庁課長補佐相当職	18.6%
本庁係長相当職	34.8%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職：0人
- ・本庁課長相当職～課長級：全体21人、女性1人
- ・本庁課長補佐相当職～課長補佐・参事：全体59人、女性11人
- ・本庁係長相当職～係長・主幹：全体23人、女性8人

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	20.0%
女性	－%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－%
女性	－%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	－%	－%	－%	－%
1週間以上2週間未満	－%	－%	－%	－%
2週間以上1月以下	100%	－%	－%	－%
1月超3月以下	－%	－%	－%	－%
3月超6月以下	－%	－%	－%	－%
6月超9月以下	－%	－%	－%	－%
9月超12月以下	－%	－%	－%	－%
12月超24月以下	－%	－%	－%	－%
24月超	－%	－%	－%	－%

【説明欄】

・会計年度任用職員については、育児休業の取得者はいない。
・常勤職員のうち、男性職員の育児休業取得対象者は5人、女性職員の育児休業取得対象者は0人である。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.75時間/月
内部部局等以外	11時間/月

【説明欄】

「内部部局等」を本庁舎、「内部部局等以外」を町立病院等も含めた本庁舎外として算出した。